



### 2007年3月1日付「必要情報リスト」に対する回答書

本回答書中の用語は、特に断らない限り、貴社の2007年3月1日付「必要情報リスト」のカバーレターに記載されているものと同様の意味を有するものとします。本回答書に添付しております2007年5月15日付の貴社宛の書簡もあわせてご参照ください。

1.	貴ファンド等の概要に関する情報	
1.1	<p>貴ファンド等は、対象会社（日本国内・国外を問いません。）の株式を取得して当該対象会社の議決権の過半数を獲得した経験はございますか。ある場合には、当該取得の時期、対象会社、取得の概要、取得後に貴ファンド等が行った対象会社経営陣への助言や株主権行使等を通じての対象会社の株主価値向上の支援、取締役又は役員の派遣、対象会社の従業員の処遇、対象会社に対する資本構成又は配当方針の変更に関する提案その他の重要提案行為等及び対象会社の企業価値の変動の結果をご開示ください。</p>	<p>ご承知のとおり、私どもスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）、エル・ピー（以下「当ファンド」といいます。）は、完全子会社であるリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（以下「取得者」といいます。）を通じて、ご提案差し上げた株式取得を行います。当ファンドのグループが保有する株式の大半は日本国外の会社のものですし、日本国外での投資の状況およびその需要は、日本法人に関するそれとは大きく異なることに鑑み、貴社のご質問は当ファンドとその保有株を対象とすべきであり、グループの他のファンド等に関して多岐にわたるご質問をされる必要はないものと存じます。また、当ファンドと、当ファンドのグループに属する各ファンドでは、ポートフォリオ・マネージャーも、投資家の基盤も、投資基準も異なります。したがって、本回答書では、日本法人のみに投資する当ファンドの活動についてのみ、お答えするものです。</p> <p>当ファンドは、これまで、日本の公開会社の議決権の過半数を取得したことはありません。</p>
1.2	<p>貴ファンド等は、これまで当社グループの事業のいずれかと同種の事業を有する会社（日本国内・国外を問いません。）に対して経営陣への助言、重要提案行為等を行った経験はございますか。ある場合には、貴ファンド等が行った対象会社経営陣への助言や株主権行使等を通じての対象会社の株主価値向上の支援、取締役又は役員の派遣、対象会社の従業員の処遇、対象会社に対する資本構成又は配</p>	<p>当ファンドは、貴社の主要な4事業のうち2事業を含む事業を行っていた明星食品株式会社（以下「明星食品」といいます。）に対して投資を行いました。当ファンドから、明星食品の会社提案の取締役候補者として、株主総会において選任された取締役が1名おりました。当該取締役は、非常勤取締役であり、株主の利益を代表し、会社の経営をモニターしておりました。当ファンドは、もはや明星</p>

	<p>当方針の変更に関する提案その他の重要提案行為等及び対象会社の企業価値の変動の結果をご開示ください。</p>	<p>食品の株主ではなく、当ファンドからの同社取締役の派遣はありません。貴社のご要請により回答しますと、当ファンドによる明星食品への投資がなされた3年間に、同社の営業利益は約44%増加いたしました。</p>
1.3	<p>貴ファンド等がこれまで行った、対象会社の議決権の過半数の獲得を目的とする株式の取得（日本国内・国外を問いません。）のうち、本対応方針注4で例示した場合又は株式の取得方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行う方法である場合（いわゆる強圧的二段階買収）に該当するものはございますか。ある場合は、当該株式取得の全件につき、時期、対象会社、当該株式取得の概要をご開示ください。</p>	<p>当ファンドによる株式取得のうち、本対応方針注4に例示される場合に該当するものはございません。当ファンドの投資哲学は株主価値の最大化を目的としており、強圧的な性質のものではありません。当ファンドは、いわゆる強圧的二段階買収を支持することはありません。</p>
1.4	<p>貴ファンド等は、過去に法令（日本法を含みますが、これに限定されません。）に違反したことはございますか。ある場合は、当該法令違反の全件につき、時期、関連する当局、違反の概要及び結果（裁判、裁定、行政決定の内容、罰金その他の貴ファンド等が被った不利益の規模・額）をご開示ください。</p>	<p>当ファンドの知る限り、当ファンドは、いずれにも該当ございません。</p>
1.5	<p>貴ファンド等がこれまで行った、対象会社の議決権の過半数の獲得を目的とする株式の取得（日本国内・国外を問いません。）に関し、対象会社及びその関係者並びにその他の第三者から訴訟を提起されたこと又は対象会社及びその関係者若しくは売主たる株主に対して訴訟を提起したことはございますか。ある場合は、当該訴訟の全件につき、時期、当事者、係属裁判所、訴額、争点及び結果（判決で認定された事実の概要、認容された支払額、和解額）、当該対象会社をご開示下さい。</p>	<p>当ファンドは、いずれにも該当ございません。</p>
1.6	<p>貴ファンドと共同保有者又は特別関係者との関係をご開示ください。また、貴ファンドの実質的所有者（beneficial owner）につき、住所、氏名・名称、国籍・設立等準拠法、及び（法人の場合）実質的</p>	<p>これまでに提出した当ファンドの大量保有報告書に記載されたものを除き、当ファンドには、共同保有者または特別関係者はおりません。取得者は、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジ</p>

	<p>な業務を行っている国・地域をご開示ください。これら実質的所有者又は貴ファンドの業務執行者、出資者その他のファンド構成員が本買付完了後（議決権の 66.6%を取得できると仮定した場合）に証券取引法第 163 条第 1 項の主要株主に該当する可能性がある場合は、その者の本買付完了後に想定される議決権比率も併せてご開示下さい。</p>	<p>ック・ファンド（オフショア）、エル・ピーの完全子会社として新規に設立された、デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーです。</p> <p>当ファンドは、ジェネラル・パートナーである、デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー、エスピージェイエス・ホールディングス・エル・エル・シーによって運営されています。投資判断は専らジェネラル・パートナーが行っておりますので、当ファンドのリミテッド・パートナーについて開示する必要はないものと考えますし、また、開示することは不適切であると考えます。</p>
1.7	<p>上記 1.3 でご回答いただいたことを除き、貴ファンド等がこれまで行った株式の取得（日本国内・国外を問いません。）のうち、対象会社又はその関係者に保有株式の買戻しを請求した事例又は実際に買戻しが行われた事例はございますか。ある場合には、当該株式取得の全件につき、案件の概要（時期、対象会社、取得価格、対象会社等による買戻価格、等）についてご開示ください。</p>	<p>当ファンドは、対象会社に当ファンドの保有株式を買戻すよう請求したことはございません。</p>
1.8	<p>貴ファンド等が、対象会社の議決権の過半数を獲得して会社経営に参加する場合には、対象会社の事業に関する専門的な知見や豊富な経験を有する人材の確保及び対象会社への派遣が不可欠だと考えますが、かかる人材の確保についてはどのように対応されているのでしょうか。貴ファンド等は、貴ファンド等の投資先となる様々な業種毎に、かかる人材を提供することのできるいわゆるインダストリ・パートナーを揃えているのでしょうか。</p>	<p>当ファンドは、現在、いずれの公開会社の日常的な経営にも参加しておりません。当ファンドの者が、明星食品より非常勤の取締役候補者として提案され、株主総会において取締役に選任されたことはございます。</p>
1.9	<p>貴ファンド等が資金調達を行うにあたり、資金提供者に提供している貴ファンド等に関する運営方針、事業概要、財務内容、投資実績等の詳細を示す資料について、ご提供ください。</p>	<p>かかる資料のご要望は、貴社対応方針の手続には関係がなく、不適切であると考えます。</p>

2.	本買付けの目的及び内容に関する情報	
2.1	本意向表明書において提示を留保している、本買付けに係る取得条件の詳細につきご開示ください。開示が困難である場合は、その理由及び開示を行うために必要な条件その他の事項につきご説明ください。	当ファンドの知る限り、当ファンドは、ご提案差し上げた株式取得の主要な条件は、すべて意向表明書に記載したものと考えております。交渉の過程で詳細や追加の条件が生じる可能性はありますが、現時点でそれがどのようなものになるのかを予測することはできません。
2.2	貴ファンド等はこれまで日本において対象会社の取締役会の賛同を得ずに公開買付け（いわゆる敵対的 TOB）を開始した例を複数有しており、他方、対象会社の取締役会の賛同を得て公開買付けを行った例はないと理解しております。今回、当社に対して、当社取締役会の賛同を得ることを前提として本買付けを行おうとしている理由（従来の貴ファンド等の公開買付けと異なる取扱いをしている理由）につきご説明ください。	当ファンドは、株主価値を最大化することを目的として行動しておりますが、投資案件ごとに特徴が異なるため、かかる目的達成のための手段も案件ごとに異なります。過去に当ファンドが公開買付けを行った会社は、事前警告型買収防衛策を有しておりませんでした。当ファンドになんらの濫用目的もないことは確かですが、当ファンドのジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーに対して忠実義務を負っており、そのため、株式取得の条件について貴社取締役会の賛同を求めることが適切であると考えております。当ファンドは、貴社による「いわゆる敵対的 TOB」との評価やそこに含まれる主観的な仮定につき、いかなる立場も取るものではありません。
2.3 a.	貴ファンドは、本意向表明書において、当社取締役会が本買付けに賛同しない場合は本買付けを撤回する権利を留保するとしております。他方、当社取締役会が本買付けに賛同するためには、本対応方針に従って貴ファンドから本必要情報の提供を受け、取締役会評価期間を経て当社取締役会としての意見形成を行うことを要しますので、少なくともそれまでの間は当社取締役会としては賛同を行うかどうかを決定することはできません。以上を前提とすると、貴ファンド等は、取締役会評価期間満了までの間に当社取締役会の賛同を得ることなく当社の株式を取得する予定はないと理解してよろしいでしょうか。	他のご質問にも同様のものがございしますが、このご質問には、当ファンドが同意できない記述が含まれています。例えば、当ファンドは、貴社取締役会が「必要情報」を取得する必要なしに、ご提案差し上げた株式取得にご賛同されることも可能であると考えます。しかしながら、当ファンドは、現在のところ、貴社が評価期間を不必要に遅延させないという前提ではございますが、評価期間の満了前に貴社の総議決権の 20%以上を取得する予定はございません。

b.	<p>上記 a.において、貴ファンド等による当社取締役会の賛同を得ずして行われる当社の株式の取得の予定がある場合、当該株式取得の諸条件が本意向表明書に記載された当社取締役会の賛同を得て行われる前提での本買付けの諸条件と同一か否か、同一でない場合の両者の相違点につき本意向表明書及び本別紙の質問に準じてご開示ください。他方、貴ファンド等による当社取締役会の賛同を得ずして行われる当社の株式の取得の予定がない場合であっても、一定の事情が存在すればかかる株式取得を行うことがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明ください。</p>	<p>このご質問も、現時点で存在しない状況を仮定されたものです。いずれにしても、回答は、上記 2.3 a.をご参照ください。</p>
2.4	<p>貴ファンドは、本意向表明書参考訳において、「現段階では、株主総会の決議結果が明らかになるまで本方針に従う所存でございますが、その後については、本方針に従うか否かの表明を留保させていただきます。」と表明しておりますが、仮に、株主総会の決議により大規模買付ルールが廃止された場合には、貴ファンドは直ちに本買付を実施される意向なのでしょうか。</p>	<p>先日の定時株主総会における決議により、このご質問にはお答えする必要がなくなりました。</p>
2.5	<p>本意向表明書参考訳(f)において、「貴社と公開買付け以外の方法につき協議することも吝かではありません」とのことですが、想定されている公開買付け以外の方法について、具体的にご教示ください。</p>	<p>ご提案差し上げた株式の取得について、混乱と無用な遅延を避けるために申し上げますと、当ファンドは、公開買付け以外の方法について、貴社とお会いして協議させていただくことを希望します。当ファンドは、貴社取締役会が、当ファンドが検討しうる代替案を提示することもできるのではないかと考えます。当ファンドは、貴社取締役会のご賛同を得た友好的な株式取得が関係者すべてにとって最善であるとの考えを変えておりませんが、貴社は当ファンドと有意義な対話に臨む姿勢を示しておられません。</p>
2.6	<p>本買付完了後、貴ファンド等は、当社の株式の 66.6%（議決権ベース）を保有することとしています。この 66.6%という数字の根拠（なぜ 100%ではなく 66.6%なのか）、66.6%の当社株式を取得することによって貴ファンド等が達成しようとする目的についてご説明ください。</p>	<p>当ファンドのポートフォリオ・アロケーション上の判断に基づく決定です。</p>

2.7	<p>本買付完了後、貴ファンド等が当社の他の株主のスクイーズアウトを行う具体的な予定はございますか。ある場合は、当該スクイーズアウトの概要、時期、対価の算定方法、当該スクイーズアウト後の当社グループの経営方針といった当該スクイーズアウトの詳細をご開示ください。具体的予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社の他の株主のスクイーズアウトを実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該スクイーズアウトの詳細をご開示ください。</p>	<p>現在のところ、他の株主のスクイーズアウトを行う意思はありません。当ファンドは、他の株主からいかなる権利をも奪うつもりはございませんし、いかなる場合であっても、すべての株主が平等に扱われるべきであると考えております。</p>
2.8	<p>本買付完了後、（上記2.7でご回答いただいたことを除き）貴ファンド等が当社の上場維持を困難にする取引を実行する予定はございますか。ある場合は、かかる取引の時期、内容、規模、相手方、理由、上場廃止を容認するか否かの別及びその理由、上場廃止を回避する際の回避策、上場廃止を容認する場合の理由、上場廃止後の当社グループの経営方針及び上場廃止後に実施する当社グループに属する会社及び資産の処分の方針といった当該取引等の詳細をご開示ください。具体的予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社の上場維持を困難にする取引を実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該取引等の詳細をご開示ください。</p>	<p>現在のところ、貴社の上場維持を困難にするような取引を行う予定はございません。しかしながら、当ファンドが貴社の株式上場に影響を与えうる将来のあらゆる事象を想定することは困難です。貴社取締役会こそが、ご提案差し上げた株式取得が貴社の上場維持に与える影響を評価することができるものと考えます。</p>
2.9	<p>本買付完了後の取引ストラクチャーについてご教示ください。本買付完了後、本買付者と当社の合併を予定しているという理解でよいのでしょうか。</p>	<p>意向表明書においてご説明したとおりです。</p>
2.10	<p>本買付完了後、貴ファンド等が保有する当社株式の処分の時期、方法及び相手方についての考えがあれば、ご開示ください。</p>	<p>当ファンドは、保有株式の保有期間や処分時期に関する特段の内規を設けておりません。個々の投資判断は個別に行っていますし、随時見直しています。一般的な経済状況や株式市場の動向に加えて、貴社の株価、財務状況、業績、経営陣や事業計画の変更等の要素を</p>

		考慮します。
3.	本買付けにおける当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付けに関する情報	
3.1	本買付けの対価（825円程度）及びプレミアム（本意向表明書の日付の前日の終値に対する4.56%）の算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報について、ご説明ください。	提案を差し上げた時点で、当ファンドが貴社の株価及びその動向、財務状況、資産、業績、予想される将来の収益を含むあらゆる要素を総合的に考慮したということのほかに、このご質問に対して詳細にお答えするのは不適切であると考えます。
3.2	本買付け資金の調達方法（貴ファンドの出資金、金融機関からの借入れその他の具体的な調達方法）、調達方法ごとの調達予定金額及び当該資金調達の確実性を示す根拠をご開示ください。	現在のところ、貴社株式の取得のため、完全子会社である取得者に対し、当ファンドの運用資金を提供する予定でおります。
3.3	本買付け資金を調達するために借入れを行う場合において、当社グループのキャッシュフローによって当該借入金を返済することを予定しているときは、当該借入金の金利、要返済額、返済スケジュールその他の返済計画の内容をご開示ください。	このご質問の内容は、当ファンドの現在の予定とは異なるため、お答えすべきご質問ではございません。
3.4	本買付け資金の調達に際して、当社株式や当社グループに属する会社又は資産に関して担保を設定する等、本買付け資金に関連して予定している取引又は実行する可能性がある取引はございますか。ある場合は、当該取引の時期、内容、相手方、かかる取引の実行が当社グループの企業価値に与える影響についてご開示ください。	現在、貴社グループに属する会社や資産を利用する予定はございません。

4.	<p>本買付完了後に想定している当社グループの経営方針等に関する貴ファンド等の考え方</p> <p>本買付完了後の貴ファンド等の議決権比率は最大 66.6%に留まり、発行済株式の 100%を買い付ける全部買付けの場合とは異なるため、当社の他の株主にとっては必ずしもその保有する全株式を売却する機会が保証されておらず、本買付け後も少なくとも 33.4%分の少数株主が残存することとなります。したがって、本買付完了後に想定している当社グループの経営方針等について貴ファンド等がどのようなお考えをお持ちなのが株主にとっての重大な関心事であるといえます。また、当社の議決権の最大 66.6%を保有する大株主となる貴ファンド等としては、当社グループの経営等のあるべき姿について、これまで公開情報等に基づいて十分に検討されてきたことと推察いたします。これらを前提に、以下の質問にご回答ください。</p>	
4.1	<p>当社グループの各事業に関する事業環境についての貴ファンドのご認識をご開示下さい。</p>	<p>貴社グループの運営する事業は競争の激しい環境にあると理解しています。</p>
4.2	<p>当社グループの各事業をどのように経営するのが当社の株主全体の利益に資するかについて、本意向表明書(h)に記載された前提の下で、現時点の貴ファンドのお考えをご説明ください。</p>	<p>意向表明書の(g)に記載いたしましたとおり、現在、貴社の事業または人事を変更することは考えておりません。当ファンドは、2005年12月の書簡において、貴社の各事業について、当時選択肢として考えられると判断した様々な代替策についてお伝えいたしました。現在は、貴社の 2006年～2008年の新中期経営計画を支持しています。当ファンドは、貴社が合理的に可能な方法でその価値を増大させるお手伝いをすべく、当ファンドが貴社をサポートし、助言し、また、当ファンドの有する人脈やアドバイザーとの世界的なネットワークを提供するとの申し出をいたしましたし、また、今後も申し出を続ける所存です。</p> <p>当ファンドは、投資先について、優れた経営陣が会社を運営していると考えますので、現在のところ、投資先の日常的な経営に関与するつもりはございません。</p>
4.3	<p>本買付完了後、貴ファンド等が採用することを予定又は検討している経営方針、事業計画、財務計画（現在の借入金の取扱いを含みます。）、資本政策、投資計画、配当政策、資産活用策、ブランド戦略、海外事業展開その他の企業価値向上策（「経営方針等」）について、当社グループが昨年2月に発表いたしました「2006年-2008</p>	<p>上記 4.2 をご参照ください。</p>



	<p>年中期経営計画」等との相違点及び貴ファンド等の経営方針等が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響が明らかになるようにご説明ください。</p>	
4.4	<p>経営方針等のうち配当政策について、本意向表明書参考訳(g)は、「現経営陣の皆様と協働して調査分析を終えるまでは、貴社の配当政策についても、何ら変更を提案することはいたしません」としていますが、配当政策を含む経営方針等につき、いかなる事情が存在すれば貴ファンド等が変更を提案するかについてご説明ください。</p>	<p>配当政策の変更を提案しようとする状況を予測することはできませんし、決算を含め、明らかにその分析に影響を及ぼす予測不能な事象について推測する意思もございません。</p>
4.5	<p>本買付完了後、貴ファンド等が当社に派遣することを検討している取締役候補者その他の経営者候補者はございますか。ある場合には、候補者の氏名、経歴、常勤・非常勤の別、当社グループの事業のいずれかと同種の事業についての専門的な知見や豊富な経験の有無、社外取締役としての経験の有無及び候補者とした理由をご開示ください。</p>	<p>現在のところ、取締役候補者はおりません。</p>
4.6	<p>本意向表明書参考訳(g)は、「私どもは、貴社の現経営陣および従業員の皆様に信頼しておりますし、現在のところ、貴社の事業および取締役を含む人事を変更することは考えておりません」としていますが、本買付完了後、貴ファンド等が当社グループに属する会社又は事業について売却その他の処分を行うことはないかと理解してよろしいでしょうか。理解が異なる場合、いかなる事情があれば貴ファンド等が当社グループの会社又は事業について売却その他の処分を検討されるのか、対象となる当社グループの会社又は事業、具体的な処分内容、処分の時期、処分の相手方、かかる処分が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響についてそれぞれご説明ください。</p>	<p>当ファンドは、投資した株を長期間保有する投資家であり、そのように行動しております。ご質問にあるような処分が必要となる状況の変化を予測することはできません。かかる処分については、最終的には貴社の取締役会で議論されることと存じます。</p>
4.7	<p>本買付完了後、貴ファンド等が当社グループに属する重要な資産（不動産、有価証券などの高額資産や経営上必要な知的財産権、企業秘密、主要取引先等）について売却その他の処分を行う予定はご</p>	<p>上記 4.6 をご参照ください。</p>

	<p>ございますか。ある場合には、対象となる当社グループの資産、具体的な処分内容、処分の時期、処分の相手方、かかる処分が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響といった当該処分の詳細についてご開示ください。予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社グループの資産の売却その他の処分を実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該処分の詳細をご開示ください。</p>	
4.8	<p>本買付完了後、貴ファンド等が当社グループ内の組織再編（グループ会社内部における人事組織の再編成を含みます。）を行う予定はございますか。ある場合には、対象となる当社グループの事業、組織再編の対象となる会社、具体的な組織再編内容、組織再編の時期、合併等の相手方その他の関係者、当該組織再編後の当社グループのガバナンスの体制並びに当該組織再編が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響といった当該組織再編の詳細についてご開示ください。具体的予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社グループ内の組織再編を実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該組織再編の詳細をご開示ください。</p>	<p>現在のところ、貴社グループを再編する予定はございません。上記4.2もご参照ください。</p>
4.9	<p>貴ファンド等が当社の経営支配権を取得した場合、酒類事業その他の当社グループの事業について事業の廃止・大幅な縮小、生産量の大幅な減少といった事業運営の重大な変更を行う予定や、酒類製造免許その他の当社グループの事業に必要な許認可の維持に悪影響を与える行為・取引を行う予定はございますか、またそのような許認可の維持に悪影響を与えるおそれのある事由を認識していますか。ある場合には、その詳細についてご開示ください。上記のような行為・取引の予定がない場合であっても、一定の事情が存在すればかかる行為・取引を行うことがありうると貴ファンド等が認識されて</p>	<p>当ファンドが貴社の経営支配権を取得した場合という仮定は是認しかねます。当ファンドは、現在のところ、貴社グループの事業に重大な変更を行う予定はございません。上記4.2もご参照ください。</p>

	<p>いる場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該事業運営の重大な変更及び行為・取引の詳細をご開示ください。</p>	
4.10	<p>本買付完了後、当社グループの取引先又は顧客との関係を変更する予定はございますか。ある場合には、対象となる当社グループの事業、具体的な変更内容、変更の時期、変更の対象となる取引先、かかる変更が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響といった当該変更の詳細についてご開示ください。予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社グループの取引先又は顧客との関係を変更することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該変更の詳細をご開示ください。</p>	<p>現在、ご質問にあるような予定はございません。ご質問にあるような変更を必要とする事業環境の変化を予測することはできません。</p>
4.11	<p>本意向表明書参考訳(g)は、「私どもは、貴社の現経営陣および従業員の皆様に信頼しておりますし、現在のところ、貴社の事業および取締役を含む人事を変更することは考えておりません」としていません。本買付完了後、貴ファンド等は当社グループの執行役員、従業員その他の人事を従来の人事慣行から変更しないと理解してよろしいでしょうか。理解が異なる場合、いかなる事情があれば貴ファンド等が当社グループの人事を変更するのか、変更対象となる当社グループの事業、想定される変更内容、時期、対象となる人員、かかる変更が当社グループの企業価値に与える影響についてそれぞれご説明ください。</p>	<p>現在でも、意向表明書に記載したことに変わりありません。もともと、当ファンドは、事業環境が変化した場合には、貴社グループとその株主利益を守るため、当該変化に対応することと思います。しかしながら、当ファンドが、貴社取締役会に対し、貴社関係者の最善の利益のため、適切な人事上の変更の検討を勧めようとする将来の状況を予測することはできません。上記 4.2 もご参照ください。</p>
4.12	<p>貴ファンド等が当社の経営支配権を取得した場合、当社又は当社の他のステークホルダー（少数株主、従業員、取引先、顧客、等）に対して貴ファンド等がもたらすことのできるシナジー、メリットについて、具体的にご教示ください。</p>	<p>上記のとおり、当ファンドは、投資先について、優れた経営陣が会社を運営していると考えますので、現在のところ、投資先の日常的な経営に関与するつもりはございません。</p>